

国立大学法人電気通信大学ハラスメントの防止等に関する規程

平成18年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 7月21日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則第27条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントを防止するとともに、ハラスメントに係る苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）の体制等を整備することにより、ハラスメントのない快適なキャンパス環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ハラスメント」とは、職員等、学生等及び関係者等（以下「職員・学生等」という。）が、意に反する不当な要求や圧力によって、他の職員・学生等を不快にさせる言動をいう。
- (2) 「職員等」とは、常勤及び非常勤の職員、外国人教師、外国人研究員、特別研究員、人材派遣職員等、本学に勤務するすべての職員をいう。
- (3) 「学生等」とは、学域学生、大学院学生、外国人留学生、研究生、特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生等、本学で教育を受けるすべての者をいう。
- (4) 「関係者等」とは、学生等の保護者及び関係業者等、本学と職務上の関係を有する者をいう。

(職員・学生等の責務)

第3条 職員・学生等は、この規程に従いハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 職員等は、日常の職員・学生等の言動に注意を払うとともに、ハラスメントに起因する問題が生じないように、学生等に対し注意、指導に努めるものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員等を監督する地位にある者（他の職員等を事実上、監督していると認められる地位にある者を含む。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の職務又は教育・研究を通じた指導等により、職員・学生等に注意を喚起し、

ハラスメントに関する認識を深めさせること。

- (2) 職員・学生等の言動に十分注意を払い、ハラスメントに起因する問題が生じないよう配慮し、広報、啓発等を通じ、その防止に努めること。

(委員会の設置)

第5条 本学は、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題に適切に対応するため、電気通信大学ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、本学におけるハラスメントの防止及び対策のため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (2) ハラスメントに起因する問題が発生した場合の職員・学生等の就労又は修学上の環境改善（以下「環境改善」という。）のための措置に関すること。
- (3) ハラスメントの紛争解決に関すること。
- (4) その他ハラスメントの防止及び対策について必要な事項

2 ハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談員から第11条第3項の規定に基づく報告があった場合は、直ちに当該報告を精査し、当該苦情相談の解決及び被害者支援に迅速かつ適切に努めなければならない。この場合において、環境改善は2か月以内に行うことを原則とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (2) 苦情相談にかかる申立てを受けた者（以下「被申立人」という。）に対する処分が必要と認められた場合は、調査の結果報告に処分に関する委員会の参考意見を付して、学長に提出する。

3 委員会は、ハラスメントにかかわる環境改善のためにとるべき措置、その他個別の事案への対応策をまとめたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

4 委員会は、ハラスメントの疑いのある行為が継続しており、緊急性があると認められるときは、被申立人に対して直ちに当該行為をやめるよう勧告するとともに、事態が深刻化することを防止するために必要な措置をとることができる。

5 委員会委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は職員
- (2) 保健管理センター長
- (3) 第1号を除く職員等から学長の指名する者 若干人

2 前項第1号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学長が必要と認めるときは、第1項第1号の者を2人指名し、そのうちのひとりを第8条の2に定める副委員長とすることができる。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。
(副委員長)

第8条の2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前条第3項の者として、その職務を代行する。

(会議の開催等)

第8条の3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員がハラスメントの当事者となる場合は、当該事案に係る議事には加わらないものとする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査部会)

第9条 委員会は、ハラスメントの事実関係の調査が必要であると認めたときは、調査部会を置くことができる。

2 調査部会に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント相談員)

第10条 学長は、ハラスメントの相談に対応するため、次の各号に定めるところによりハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(1) 保健管理センターの教育研究職員

(2) 職員等から学長が指名した者

2 前項第2号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談員の指名に当たっては、性別が偏らないように配慮しなければならない。

4 相談員の氏名、所属、連絡先、電子メールアドレス等は、大学のホームページ及び掲示等で学内に周知する。

(相談員の任務)

第11条 相談員は、苦情相談にかかる問題の事実関係の確認及び当該苦情相談にかかる当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、別に定める指針に十分留意しなければならない。

2 相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合又は専門的なカウンセリングが必要と思慮する場合には、保健管理センター又は学生支援センター(学生何でも相談室)に連絡するものとする。

3 相談員は、ハラスメントについて相談があった事実、相談者の意向等を記録に残し、適切に管理するとともに、直ちにその概要を委員会に報告しなければならない。

4 相談員は、事態が重大で緊急に改善措置が必要であると認めた場合には、直ちに委員会にその旨を報告しなければならない。

(相談の申込み等)

第12条 相談の申込みは、相談員に直接申し込むことを原則とするが、その方法は、電話、電子メール又は手紙等によることもできる。

2 相談は、本人から直接の相談を原則とするが、必要に応じて第三者からの相談又は匿名の相談にも対応する。

3 相談には、原則として2名の相談員で対応し、そのうち1名以上は相談者と同性の相談員が同席しなければならない。

(相談員の遵守事項)

第13条 相談員は、任務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。相談員の任期終了後においても守秘義務を有するものとする。

(2) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けないよう留意しなければならない。

(事務)

第14条 ハラスメントの防止等に関する事務は、関係課等の協力を得て総務部人事労務課及び学務部学生課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 国立大学法人電気通信大学セクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。